

国内旅行傷害保険 商品概要

「国内旅行傷害保険」は、旅行中のこんなトラブルに備える保険です。
国内旅行中の事故によるケガや、手荷物の盗難・破損などのトラブルを補償します

転倒して脚首を骨折してしまい、
手術をともなう入院をした
(入院および手術補償)

飛行機が欠航し
宿泊が必要となった
(航空機欠航等宿泊費用補償)

お店にあった商品を
壊してしまった
(賠償責任補償)

スーツケースの車輪が
こわれてしまった
(携行品損害補償)

リュックに入れた持ち物が
盗まれてしまった
(携行品損害補償)

*補償される「保険金の種類」は、お申込みになる保険プランまたは保険契約証で必ずご確認ください。

補償内容の概要はこちらからご確認ください。

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ※同一のケガにより既に傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、その金額を差し引いた残額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。
傷害 後遺障害 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を被った場合	後遺障害の程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※傷害死亡・後遺障害保険金額が保険期間中のお支払い限度となります。	④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。） ⑦被保険者に対する刑の執行
傷害 入院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合	その入院日数に対し、1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に限ります。	⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質による事故、放射線照射または放射性汚染 ⑪危険な運動等を行っている間に生じたケガ ⑫被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など (次のページに続く)

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 手術保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガの治療のため、手術を受けられた場合	入院中の手術は傷害入院保険金日額に10倍、入院外の手術は傷害入院保険金日額に5倍を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故について事故の発生の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りします。 ※公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に列挙されている診療行為および先進医療に該当する診療行為に限りします。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、非観血的な整復固定術等、抜歯を除きます。	(前のページから続く) 注.「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます（細菌性食中毒、ウイルス性食中毒を除きます）。
傷害 通院保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合	その通院日数に対し、90日を限度として1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限りします。	
賠償責任 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えた結果、法律上の損害賠償責任を負った場合	賠償責任保険金をお支払いします。 ※被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、その者の親権者等（親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する被保険者の親族）を被保険者とします。ただし、賠償責任保険金を支払うのは、その未成年者または責任無能力者が旅行行程中に生じた事故により他人に加えた身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に限りします。 ※ルームキーを含むホテル等の宿泊施設の客室は、お支払いの対象になります。 ※賠償金額の決定には事前にチューリッヒ保険会社の承認が必要となります。	①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑤被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑥被保険者の同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶、車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを除きます。）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
携行品損害 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、携行品が損害を受けた場合 ※次のものは保険の対象となりません。 有価証券、印紙、切手、預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、稿本、設計書、船舶（ヨット、モーターボート等を含みます。）、自動車、原動機付自転車、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動物、植物、危険な運動（ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山等）をしている間のその運動のための用具	携行品損害保険金をお支払いします。また、盗難による損害の場合には、警察署の盗難届出証明が必要となります。 ※「携行品」とは、被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品に限りします。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑥差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑦保険の対象の欠陥、自然の消耗、性質によるさび、変色等 ⑧保険の対象の擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等の外観の損傷 ⑨保険の対象である液体の流出 ⑩保険の対象の置き忘れ、紛失 ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的事故 など

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
救援者費用等 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が費用を負担した場合 ・被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察等の公的機関により確認された場合 ・急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院をされた場合	その費用の負担者に救援者費用等保険金としてお支払いします。ただし、危険な運転等を行っている間に生じた事故により発生した費用は除きます。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置（保険金を支払うべきケガの治療によるものである場合は、お支払いの対象になります。） ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 ⑪ 危険な運動等を行っている間に生じた費用 ⑫ 被保険者が訴える頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の症状で医学的他覚所見のないもの など
航空機欠航等 宿泊費用 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、以下のいずれかに該当したことにより、最終目的地以外の地において宿泊施設に宿泊し、被保険者がその費用を負担した場合 ・欠航または着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機（着陸地変更した場合には、その航空機を含みます。）を利用できない場合 ・出発遅延により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合 ・航空機を乗り継ぐ場合は、到着機の遅延により、出発機に搭乗することができず、その出発機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できない場合	航空機欠航等宿泊費用保険金（1回あたり1万円）をお支払いします。 ※「宿泊施設」とは、ホテル、旅館等の宿泊のために利用した施設をいいます。 ※「到着機」とは、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。 ※「出発機」とは、乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定であった航空機をいいます。	① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射能汚染 など
バス運休 宿泊費用等 保険金	被保険者が旅行行程中に日本国内において、バスの運休または到着地変更により、そのバスの出発予定日に代替となる他のバス（到着地変更した場合には、そのバスを含みます。）を利用できない場合	被保険者がその費用を負担したときは、バス運休宿泊費用等保険金額を限度にバス運休宿泊費用等保険金をお支払いします。 ※保険期間を通じ、1万円を限度とします。 ※「費用」とは、宿泊施設の客室料、飲食店における食事代、交通費をいいます。	航空機欠航等宿泊費用保険金と同じ

国内旅行傷害保険の商品概要

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
キャンセル費用 保険金 (航空券等補償型)	被保険者が保険責任期間中に生じた以下のいずれかの事由により、旅行サービスについて搭乗を取りやめ、被保険者とその費用（取消料・違約料等）を負担した場合 ・被保険者等が空港や駅に向かうために利用する交通機関のうち、運行時間が定められているものに運休・欠航または１時間を超える遅延が発生した場合 ・被保険者等が空港や駅に向かうために自動車等（原動機付自転車を含みます）を運転している間または乗車している間にその自動車等に対人・対物の交通事故が発生した場合や、被保険者等が使用する自動車等が故障し自力走行不能となった場合 ・被保険者等に対して日本の官公署の命令または感染症による隔離が発せられた場合 ・被保険者等のペット（犬もしくは猫）が死亡または危篤になった場合や、傷病により獣医師の診察を受け動物病院で手術を受けたまたはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合（盲導犬・聴導犬・介助犬などの身体障害者補助犬も含みます。） ・被保険者等が搭乗日またはその前日に第三者の葬儀に参列した場合 ・旅行サービスの目的地（被保険者等が旅行サービスにおいて訪問を予定している場所をいいます。）において被保険者等が参加予定のイベントが搭乗日（搭乗日が複数ある場合は、搭乗日ごとに適用します。）までに中止されたまたは開催日時が変更された場合。ただし、中止または開催日時の変更の発表までに事前にイベントの入場券等を取得または確定予約（イベントへの参加を確定させる予約をいい、仮予約や抽選申込等は含みません。）していたとき、かつ、その入場券等の有効期間内に行われるイベントがすべて中止されたまたは開催日時が変更されたときに限ります。 ・被保険者等の妊娠の判明または被保険者等が出産、早産もしくは流産（切迫早産および切迫流産を含む）した場合 ・被保険者と同行者の間で離婚が発生した場合 ・被保険者等の勤務する会社が倒産した場合 ※「旅行サービス」とは、保険契約証記載の航空券等に関するサービスをいいます。 ※「被保険者等」とは、被保険者または同行者をいいます。	その費用に対し保険契約証記載の保険金支払割合を乗じた金額をキャンセル費用保険金としてお支払いします。なお、被保険者等が旅行サービスに搭乗する前にキャンセル事由が発生した場合には限りません。 ※保険契約証記載のキャンセル費用保険金額を限度とします。	① 保険契約者、被保険者または同行者の故意もしくは重大な過失または法令違反（①以外のキャンセル費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反を含みます） ② 被保険者または同行者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者または同行者の自動車などの無資格・酒気帯び運転中の事故。被保険者が麻薬などにより正常な運転ができないおそれがある状態での自動車などの運転中の事故。 ④ 被保険者または同行者に対する刑の執行 ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などその他これらに類似の事変 ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦ 核燃料物質による事故、放射線照射または放射性汚染 ⑧ 旅行サービスを提供する運送機関があらかじめ定める搭乗基準等を満たさず搭乗できなかった場合 ⑨ キャンセルする理由が保険契約前に発生していた場合 ⑩ 自己都合や社会情勢への不安を理由としたキャンセルの場合 など ※上記のほか、旅行サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた費用についてはお支払いの対象となりません。

国内旅行傷害保険の商品概要

◆ 危険な運動等とは、以下のとおりです。

- ・山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミングをいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを除く。）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ・自動車、オートバイ、モーターボート、ゴーカート、スノーモービル等による競技、競争、興行、試運転

など

A-240614-04 (2407)